

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「DNPグループビジョン2015」に基づく会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、さまざまなビジネスチャンスに果敢に挑戦するとともに、社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などのステークホルダーから信頼されることが、今後の事業競争力の向上に不可欠であると認識しています。そのためには、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンスの充実、経営上の重要課題であると考えています。

的確な経営の意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督・監査を可能とする体制を構築・運用するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるため研修・教育を徹底し、総合的にコーポレートガバナンスの充実を図るよう努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2018年6月1日に公表された改訂コードの各原則について全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社が、他社の上場株式を取得するのは、営業政策上の得意先との関係強化や、新技術・新製品の共同開発先との連携強化を目的としています。保有する個々の上場株式については、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて具体的に精査し、保有の意義・目的について、取締役会等で定期的に検証を行っています。その結果、保有の意義がないと判断した上場株式については、売却を進めています。

この方針に基づき、2020年3月期において保有株数の全て、もしくはその一部を売却した上場株式は15銘柄となりました。

このような保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化・連携強化を通じて、当社の業績及び企業価値を高めることに資するか否か、並びに当該保有先の企業価値の向上に資するか否かを判断基準としています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、毎年、会社法等に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けています。また、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を受けています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度の資産運用は、「制度面」と「財政面」の両方を踏まえて運営しており、前者は人事・労務関係の人材、後者は経理関係の人材が適任と考えています。大日本印刷企業年金基金では、資産運用の責任者として「運用執行理事」が、また実務担当者として「事務長」が、その任にあたり、全社的な人事ローテーションの中で、「運用執行理事」には、兼任で経理部門の管理職クラスを、「事務長」には、専任の立場で人事・労務部門の管理職クラスを配置しています。

なお、運用機関や運用商品の選定にあたっては、会社から独立した基金の資産運用委員会で決定し、代議員会に報告、承認を得る仕組みになっています。(資産運用委員会は、適切な管理運営を行なうため、事務局の他、加入者側の立場で労働組合の役員、会社側の立場で経理部門、人事・労務部門の責任者が出席メンバーとなっています。)

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

「DNPグループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する。」という企業理念に基づき、当社は、「第三の創業」の実現に向けて、能動的に、社会課題を解決して人々の期待に応える新しい価値を提供する企業へ変革していくことを目指しています。潜在的な「価値」を自ら発見し、最適な「ビジネスモデル」を構築するにあたり、グループ全体の総合力を発揮し、「P&I」(印刷と情報)の独自の強みを掛け合わせ、さらに社外のパートナーと連携することで、継続的に「利益」を創出していきます。

なお、当社は、株主への利益還元を経営の重要政策と位置づけており、利益の配分については、株主へ安定配当を行うことを基本とし、業績と配当性向などを勘案して実行していきます。また、将来の事業展開に備えて、内部留保を確保し、経営基盤の強化を図っていきます。内部留保資金は、今後の新製品・新技術の研究開発にかかわる投資、新規事業展開のための設備投資、戦略的提携やM&A、それらを支える人財投資などに充当するとともに、資金需要や市場動向をみながら、弾力的な資本政策の実施を検討しています。

当社は、2021年3月期からの3か年の中期経営計画を策定し、「P&Iノベーションによる価値の創造」と「成長を支える経営基盤の強化」の2つを基本方針として、その計画の達成に努めています。詳細については、「2020年3月期決算概要および中期経営計画説明会プレゼンテーション資料」に掲載しています。

<https://www.dnp.co.jp/ir/library/presentation/index.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の前記「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の後記「機関構成・組織運営等に係る事項[取締役報酬関係]」に記載しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたり、構成員を独立社外役員とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で審議・決定します。なお、監査役候補の指名については、取締役会の決定前に、監査役会の同意を受けます。

経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名においては、その人物の人格・能力・見識・責任感・リーダーシップや、当社の企業規模や多岐にわたる事業分野において必要とされる広汎かつ専門的な知識・経験・判断力等の基準を十分考慮のうえ、企業理念の実現に向けてその職務と責任を全うできる適任者を選任しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名については、取締役会において議案として上程し、十分な説明がなされたうえで決定しています。取締役・監査役候補の指名については、株主総会参考書類に略歴・地位・担当・理由等を記載しています。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定範囲と経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会は、法令及び定款の範囲で、取締役会決議事項及び取締役への委任事項を、取締役会規則、稟議規程、組織規則等において定めており、経営や経理に関する重要な一般稟議事項、重要な組織に関する人事稟議事項、一定金額以上の設備投資に関する設備稟議事項などの項目に従って、取締役への委任範囲が明確に定められています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を含む独立役員としての独立性基準を、取締役会で決議しています。

基準については、本報告書の後記「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方】

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速・的確な経営判断を行うため、それぞれの専門的知識や経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。また、経営に関する適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社兼任状況】

取締役・監査役の他社役員の兼任については、合理的な範囲であることとし、これを取締役会で決議しています。また、他の上場会社の兼任状況は、原則として5社以内にとどめるとし、事業報告等で開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び概要の開示】

(1) 当社におけるこれまでの実効性評価の取り組み状況

当社では、2015年6月のCGコード適用開始以降、毎年、取締役会全体の実効性について、取締役・監査役に対してアンケートを実施し、その分析結果より抽出された課題の改善に取り組んでいます。4回目の調査にあたる昨年(2019年3月期)は、過去3年の評価・分析結果を踏まえた改善状況を深掘りすることを目的に、全ての社外取締役及び社外監査役(計5名)に対して、第三者機関の担当者が、個別に直接1時間程度インタビューを実施し、その分析結果を取締役会(2019年5月)において共有しました。

昨年の分析結果では、「長期的なビジョン・事業戦略や全社的な事業上のリスクに関する会議体での議論の充実化」などが課題となっていたことから、今年度(2020年3月期)は、昨年4月に設置した事業審議会における議論の充実を図りながら、初の決算説明会(2019年11月)における投資家の反応も踏まえて、経営経験を有する社外取締役を追加した取締役会で、中期経営計画(2020年4月～)の策定を進めてきました。

(2) 今年度の取締役会実効性評価

今回の評価は、上記課題への取り組み状況を踏まえたアンケート調査と位置付け、2019年4月から2020年3月までに実施した取締役会(全13回)における審議状況を対象としました。アンケート対象者は、全取締役・全監査役であり、アンケート実施時期は、2020年3月下旬となりました。

アンケートの主要項目は、従来と変わらず以下の5項目とし、内容は、第三者機関のアドバイスを受けながら、取締役会に期待される昨今の社会情勢なども考慮して、「事業ポートフォリオマネジメント」、「気候変動」、「上場子会社の独立性」といったテーマを盛り込んだ質問事項としました。

- ・取締役会の構成 / ガバナンス体制
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の文化
- ・取締役会による監督
- ・経営戦略に関する議論

アンケート結果における平均評価結果は「ほぼできています」を超える得点であり、実効性に問題はないとの評価を得ました。

一方で、これまで課題となっていた「グループ会社全体の事業リスクやグループガバナンスに関する多面的な議論」などに関する質問に対して、社内役員と社外役員で平均値に差が生じる結果も見られたことから、この結果に対しても社外役員から個別に様々な意見もいただきました。

2020年5月の取締役会で、上記の分析結果を共有するとともに、今後は、取締役会事務局が本社各部門と連携して、今回の評価結果による課題への取り組みを推進すべく、取締役会議案の準備段階における「グループ全社の視点」での社内議論の深耕などについて改善を図っていくことを確認しました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、会社法及び「DNPグループ行動規範」に従って適切に職務を遂行するため、新任役員に対し、当社の事業全体への理解に加え、適切な投資判断に資する財務知識の習得やコンプライアンス意識を高めることの重要性について研修を実施しています。また、就任後においても、適宜、外部の専門家による講習・研修を受講・利用することができる体制としています。これらの費用負担については、会社に請求できます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの対話が不可欠であると捉え、「DNPグループビジョン2015」において、企業理念の実現に向けた「行動指針」として“対話”を明文化して掲げています。株主からの建設的な対話の申込みについては、IRを担当する取締役が、合理的な範囲で対応することを基本としています。

(体制)

(1) 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組として、IR・広報本部を設置し、同本部担当取締役がこれを統括しています。

(2) この統括の下、法務部、有価証券部等の各部門が日常的に連携し、情報共有と課題解決に努め、株主との対話の効果を一層高めるための有機的な体制を構築し、運用しています。

(3) この体制を活かし、年2回の株主判明調査を実施することで株主構造の把握に努めながら、機関投資家・アナリスト向けの説明会や個別ミーティング等を通じて率直な意見交換を実施するとともに、IR資料の改善と当社ウェブサイトでの公表など、多様な対話手段を行っています。

(4) その結果等は、担当取締役を通じて取締役会に報告され、経営の意思決定に活用するとともに、株主を含むステークホルダーとのさらなる建設

的な対話の促進につなげています。

(5)当社は、情報開示について「ディスクロージャーポリシー」(<https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/>)を定め、自主的開示に積極的に取り組むとともに、インサイダー情報の漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,607,500	11.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,871,100	5.65
第一生命保険株式会社	9,264,607	3.30
自社従業員持株会	7,636,503	2.72
株式会社みずほ銀行	5,706,600	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,335,500	1.90
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	4,985,789	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	4,942,400	1.76
日本生命保険相互会社	4,735,588	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	4,052,740	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の大株主の状況に関する注記

1. 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が43,348,232株あります。
2. 第一生命保険株式会社については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が1,882,000株あります。
3. 株式会社みずほ銀行については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が3,329,000株あります。
4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2020年3月30日付の大量保有報告書(変更報告書№2)の写しの送付があり、2020年3月23日現在で、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称:株式会社三菱UFJ銀行
住所:東京都千代田区丸の内2-7-1
所有株式数:1,293千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.40%

氏名又は名称:三菱UFJ信託銀行株式会社
住所:東京都千代田区丸の内1-4-5
所有株式数:12,466千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:3.84%

氏名又は名称:三菱UFJ国際投信株式会社
住所:東京都千代田区有楽町1-12-1
所有株式数:2,715千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.84%

所有株式数 計:16,475千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:5.08%

5. 2017年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2017年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
なお、当社は2017年10月1日付にて株式併合(当社普通株式2株につき1株の割合で併合)を実施していますが、下記の所有株式数は株式併合前の株数を記載しています。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称:ブラックロック・ジャパン株式会社
住所:東京都千代田区丸の内1-8-3
所有株式数:11,523千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:1.74%

氏名又は名称:ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク
住所:米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55
所有株式数:1,391千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.21%

氏名又は名称:ブラックロック・ライフ・リミテッド
住所:英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数:1,541千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.23%

氏名又は名称:ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
住所:アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス
所有株式数:2,318千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.35%

氏名又は名称:ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
住所:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数:6,554千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.99%

氏名又は名称:ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、
住所:米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数:9,939千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:1.50%

氏名又は名称:ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド
住所:英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数:1,214千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.18%

所有株式数 計:34,483千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:5.20%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場子会社を3社有しています。
株式会社インテリジェント ウェーブについては、同社が有する金融システムソリューション及び情報セキュリティ技術・製品の活用、丸善CHIホールディングス株式会社については、同社が展開している電子図書館や地域コミュニティの活性化支援による地域創生への貢献事業における協働、また北海道コカ・コーラボトリング株式会社については、包装資材や充填機器などの供給に加えて飲料製品を通じた地方創生ビジネスへの展開など、様々なテーマにおいて当社との相乗効果が期待できることから、当該上場子会社を有する意義があると判断しています。
一方、これらの上場子会社は、親会社の不適切な介入により少数株主の利益を毀損しないよう、各社がそれぞれ独自の意思決定手続に基づいて経営判断を行っており、複数の独立社外取締役を取締役会の構成員とするなど、独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用しています。当社は、株主としての権利行使を通じて、DNPグループ全体の価値向上という目的を共有するとともに、各子会社が上場企業としてのメリットを活かしつつ、経営の効率化が図れるよう、それぞれの経営に限定的に関与しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塚田 忠夫	学者											
宮島 司	学者											
富澤 龍一	他の会社の出身者											
笹島 和幸	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田 忠夫	○	――	学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

宮島 司	○	——	法律の専門家としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
富澤 龍一	○	——	企業経営者としての長年の経験と幅広い知見等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
笹島 和幸	○	——	学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役・監査役候補者の指名や取締役の報酬などの重要な案件については、独立性を有する社外役員（塚田取締役、宮島取締役、野村監査役）を構成員とする諮問委員会（事務局：法務部）を開催し、当該委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で決議します。

当社諮問委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担う、2015年に設置した任意の委員会であり、2018年2月に、客観性・透明性をより高めるため、諮問委員会の委員を2名から3名に増員しました。なお、2020年3月期においては4回開催し、委員全員が出席しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適時監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っています。

当社の内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」に則り、業務執行部門から独立した客観的な視点でDNPグループの会計監査、業務監査を実施しており、その監査結果を定期的に監査役へ報告しています。また、監査役は、監査室と定期的に情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森ヶ山 和久	他の会社の出身者													
松浦 恂	弁護士													
野村 晋右	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森ヶ山 和久	○	――	他社における業務経験を活かした幅広い見識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
松浦 恂	○	――	弁護士としての法律専門知識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
野村 晋右	○	――	弁護士としての法律専門知識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	7 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

< 大日本印刷株式会社 独立役員の独立性基準 >
 以下のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。
 (1)当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」)の業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者。なお、過去10年間において、当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことがある者については、当該取締役又は監査役への就任の前10年間において業務執行者に該当する者を含む。)
 (2)当社グループを主要な取引先[(注)当社グループに製品又はサービスを提供する取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者)であって、当社グループに提供する製品又はサービスの取引金額が当該取引先グループの直近事業年度における連結年間売上高もしくは

は総収入金額の2%の額を超える者]とする者又はその業務執行者

(3)当社グループの主要な取引先[(注)当社グループが製品又はサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品又はサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の2%の額を超える者]又はその業務執行者

(4)当社グループの主要な借入先[(注)当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える貸付を行っている者]又はその業務執行者

(5)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[(注)直近事業年度において、年間1000万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産]を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者)

(6)当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者

(7)当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者

(8)当社の法定監査を行う監査法人に所属する者

(9)最近(1年以内)において、上記(2)から(8)に該当していた者

(10)上記(1)から(5)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(二親等内の親族)

(11)社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)

(12)当社が寄付[(注)直近3事業年度の平均で年間1000万円又は寄付先の年間総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付]を行っている先又はその業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されています。業績連動報酬は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案していることから、一定のインセンティブ付与を実施していると考えています。また、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、固定報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬の総額が1億円以上である者に限定して開示しています。

2020年3月期の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 12名 917百万円

監査役 7名 131百万円

(注)1.上記金額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額(取締役169百万円)が含まれています。

2.上記金額には、社外役員の報酬の額 7名 131百万円が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しています。

取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月29日、決議の内容は「取締役報酬を年額14億円以内(社外取締役報酬 年額8,000万円以内)」であり、当該定めに係る取締役の員数は12名です。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は、基本的に役位を基準とし、担当する職務、責任等の要素を勘案して決定しており、業績連動報酬は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案して決定しています。

また、業務執行取締役については、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、固定報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。

社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬のみとしています。

取締役の報酬の額の決定には、独立性を有する社外役員(社外取締役2名、社外監査役1名)を構成員とする諮問委員会を開催し、当該委員会

の助言・提言を踏まえ、取締役会において審議・決定しています。

当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、固定報酬と業績連動報酬の審議・決定となります。なお、取締役会は各人別の報酬額について代表取締役社長に一任して決定することができます。

また業績連動報酬に係る指標は、連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益・ROEであり、当該指標を選択した理由は、業績連動報酬に事業年度の連結業績を明確に反映するためです。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益510億円、親会社株主に帰属する当期純利益650億円、ROE6.6%であり、実績はそれぞれ562億円、694億円、7.3%となりました。

監査役報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月28日、決議の内容は、「監査役報酬を年額1億8,000万円以内」であり、当該定めに係る監査役の員数は5名です。

監査役の報酬については、株主総会で承認された監査役報酬の限度内で算定しており、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。

なお、執行役員の報酬については、基本的に、上記の業務執行取締役の報酬に準じた方針及び手続に沿って、決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、当社法務部が窓口となり、定期的に情報提供の場を設けています。

監査役に対しては、その職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを置いており、社外監査役の職務についても補助しています。内部監査部門である監査室及び内部統制の統括部門である企業倫理行動委員会は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に監査役へ報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社では、役員経験者が退任後、社業に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社の求めに応じて助言を行うため、一定期間、顧問に就任することがありますが、経営に関する権限は有しておりません。なお、当社には相談役はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、多岐にわたる事業分野に関し、それぞれの専門的知識や経験を備えた取締役が経営の意思決定に参加し、責任と権限をもって職務を遂行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。また、経営に関する的確かつ迅速な意思決定、それに基づく円滑な業務執行、及び適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画するとともに、取締役会で選任された執行役員(女性1名を含む28名)が、取締役会で決定する業務の執行につき責任と権限をもって実施できる体制としています。

当社は、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度における経営責任をより一層明確にするために、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

当社取締役会は、社外取締役4名を含む10名で構成され、「取締役会規則」に基づき、その適切な運営を確保しています。取締役会は原則として月1回開催され、必要に応じて執行役員が報告者として出席し、重要な経営課題について審議・決定されています。なお、経営活動の迅速性及び効率性を高めるため、業務執行取締役で構成する経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等について検討・審議しています。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を踏まえることで、その意思決定過程の透明性を高めています。2020年3月期に開催された上記会議の頻度は、それぞれ、取締役会13回、経営会議18回、諮問委員会4回となります。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名や社外監査役3名を含む5名から構成され、各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて取締役及び執行役員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。2020年3月期に開催された監査役会は、19回となります。

当社では、的確な経営の意思決定、適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの検査及び監査を可能とする体制を維持していくため、企業倫理行動委員会が、コンプライアンス体制を推進するための内部統制統括組織として、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき業務執行部門を検査、指導し、運用状況等について定期的に監査役へ報告しています。また、監査室(人員:20名)が、「内部監査規程」に基づき会計監査・業務監査を実施し、監査役及び会計監査人へ実施状況を報告することで、業務の適正を確保しています。

2020年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
澁谷 徳一、米倉 礼二、森岡 宏之
- ・所属する監査法人
アーク有限責任監査法人

・会計監査業務に係る補助者数
公認会計士 17名、その他 17名

・継続監査期間
1983年5月期～

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、監査役会設置会社の機関設計を採用しつつ、社外取締役や執行役員制度の導入に加えて、任意の委員会を設置・運営することで、取締役会の適正性・機動性・柔軟性を確保しています。

当社の社外取締役4名及び社外監査役3名は、当社と直接利害関係を有するものではなく、当社業務から独立した視点で経営に対する中立的な監督、監査が行われていると考えます。

社外取締役は、社内取締役に対する監督機能に加え、見識に基づく経営助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っています。社外監査役は、会計監査及び業務監査双方の妥当性を高め、経営に対する監視機能を果たしています。

このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することができると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日開催の定時株主総会の招集通知を6月11日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会において、電磁的方法による議決権行使は可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英文を、6月4日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。
その他	招集通知の発送前の6月4日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に対して、透明性・公平性・継続性を基本とし、適時・適切な情報開示を行うため、情報開示の基準、情報開示の方法、沈黙期間について、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。(https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年11月及び2020年6月に機関投資家・アナリスト向け説明会を開催しました。また、個別ミーティングを年間約130回以上実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(日本語版・英語版)、統合報告書(日本語版・英語版)、データブック(日本語・英語共通版)、株主通信「DNPレポート」(日本語版)、有価証券報告書などのIR資料を当社ウェブサイトのIRコーナーに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報本部を設け、専任者5名の体制でIR対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念を実現するためのあらゆる活動の前提となり、また、自らを律し、法律はもとより高い倫理観にもとづいた行動をとり続けるための規範として「DNPグループ行動規範」を定めています。この行動規範は、当社と社会の双方にとって重要であると考えられる10テーマで構成されており、そのうちのひとつとして「人類の尊厳と多様性の尊重」を掲げ、「私たちは、人類の尊厳を何よりも大切なものと考え、あらゆる人が固有に持つ文化、国籍、信条、人種、民族、言語、宗教、性別、年齢や考え方の多様性を尊重し、規律ある行動をとります。」と規定しています。 DNPグループの全ての社員は、この「DNPグループ行動規範」の内容と精神を十分に理解して、株主や顧客・生活者、取引先、地域社会、社員を含めた社会全体に対する社会的責任を強く自覚し、強い遵法精神と社会倫理に基づいて、日々良識を持って行動しなければならないと定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、CSR活動及び環境対応を推進する専任組織としてCSR・環境部を設け、さらにその上位組織として、本社担当取締役及び執行役員で構成するCSR・環境委員会を設置しています。CSR・環境委員会は、経営方針に則し、CSR活動及び環境対応についての方針のほか、重点テーマやそれらの中期目標・年度目標などを審議し、決定しています。CSR・環境部は、CSR・環境委員会で決議された方針やテーマ・目標に基づき、それぞれのテーマを所管する本社各部と連携し、具体的な活動を進めています。

重点テーマは、社会と当社の双方の視点で重要性を分析した上で設定しています。社会の視点での重要性については、グローバルな社会課題やメガトレンド、ステートメント を参考に十分な検討を行っています。また、当社の視点での重要性は、経営方針や行動規範、事業の内容・範囲などから抽出・分析しています。これらの視点を掛け合わせ、「人権・労働」、「環境」、「責任ある調達」などの8項目を重点テーマとして定めています。なお、これらについての取り組み結果は「DNPグループ統合報告書」、「DNPグループ環境報告書」及び当社ウェブサイト等を通じて詳細に報告しています。

国連の「国際人権章典」、「グローバル・コンパクト」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「持続可能な開発目標」(SDGs)、「国連気候変動枠組条約に基づくパリ協定」、国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」など

【主な取り組み】

- 環境:当社の“2050年のありたい姿”を示すものとして「DNPグループ環境ビジョン2050」を策定しています。社員一人ひとりが、あらゆる事業において環境とのかかわりを強く意識し、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現を目指します。特に喫緊の課題である気候変動については、自社拠点での事業活動に伴うGHG(温室効果ガス)排出量の実質ゼロを目指していきます。現在、途中年度の2030年までの削減目標を定めていますが、パリ協定の「2 目標」を達成する上で科学的な根拠がある水準であるとして、「Science Based Targets(SBT)イニシアチブ」の認定を受けています。

なお、当社では、国際機関の金融安定理事会が設立した「気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD:Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」による提言に賛同しています。気候変動が事業に及ぼすリスクと機会について透明性を保ち、「DNPグループ統合報告書」などのさまざまな手法で、気候変動関連の情報の開示を拡充していきます。

- 人権・労働:当社では、国連の「国際人権章典」及び国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」の中で挙げられている人権を守るため、「DNPグループ人権方針」を策定しています。また、この人権方針に基づくデュー・ディリジェンスを海外拠点において実施するなど、リスクの把握・改善の取り組みを進めています。

- 責任ある調達:当社では、サプライチェーン全体で社会や環境に配慮した責任ある調達を進めるため、「DNPグループCSR調達ガイドライン」を定めるとともに、このガイドラインに基づくサプライヤー評価を継続実施し、リスクの把握・改善に取り組んでいます。

- 汚職・腐敗:当社では、汚職・腐敗問題に適切に対応するため、「DNPグループ贈収賄防止方針」を策定しています。この贈収賄防止方針に基づき、当社グループ全体のマネジメント状況を確認するとともに、国内外の従業員18,000名に対する教育を行っています。

こうした取り組みにより、社会課題に配慮し、持続可能なビジネスを展開する企業として、社会的責任投資指標の「FTSE4Good Global」、「MSCI ESG Leaders indexes」などに選定されたほか、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が選定した4つのESG指数「FTSE Blossom Japan Index」、「MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数」、「MSCI 日本株女性活躍指数」、「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」の全てに選ばれています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、株主、投資家、企業、生活者、その他のステークホルダーによる、DNPグループに対する適正な評価及び信頼の確保に資することを目的として、「情報開示規程」を定め、適時・適切な情報開示を行っています。なかでも、株主、投資家に対する決算情報などの開示に関しては、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、迅速に情報の開示を行っています。

また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社への理解を得ていただくうえで必要または有用と思われる情報について、迅速かつ積極的に情報開示を行っています。その体制としては、2006年5月に「情報開示委員会」を設置し、会社情報の収集、内容、開示の方法などの審議・承認を経て迅速に公表することとしています。

その他

●人材活用:当社は、急激に変化する社会全体を視野に入れ、中長期的な価値の創出に向けて、従来から全社的な「働き方の変革」を進めるとともに、多様な人材を活かすダイバーシティ推進に取り組んでおります。なお、2018年6月1日付で「ダイバーシティ推進室」を設置し、その担当役員に当社初の女性執行役員が就任しています。

また、2019年4月からは、社会環境の変化も念頭に置き、社外の視点を積極的に取り入れるための雇用関連制度(有期雇用形態の導入、ジョブ・リターン制度の新設、副業・兼業の一部容認)、新しい価値の創出に向けた、処遇に関わる諸制度の改定(ICTプロフェッショナル制度の設置、職種別・地域別の体系と処遇の再構築、評価制度の見直しと対話型の人材育成マネジメント)、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の推進・支援(テレワークなどの施策拡充)など、人的資源の最適化・最大化に向けて、多彩なキャリアを持った社内外の人達や若手従業員が納得・共感し、魅力を感じるような人事制度の再構築を行っています。2020年4月以降は、第二弾として、定年退職給付に関わる制度の再構築(65歳までの選択定年制の導入、確定拠出年金の一部導入)、組織風土改革に向けた価値視点に基づく表彰制度の導入、同一労働・同一賃金への対応等を具体化しています。今後は引き続き、「社員を大切に、大切にした社員によって企業が成長し、その社員が社会をより豊かにしていく」という考えのもと、自律的なキャリア形成支援をはじめ、人事諸制度の改革をさらに進めていきます。

●文化活動:印刷技術と連携の深いグラフィックデザインをより身近に感じていただけるよう、1986年にggg(ギンザ・グラフィック・ギャラリー)(東京・銀座)を開設し、その後、京都dddギャラリー(京都・太秦)及びCCGA(現代グラフィックアートセンター)(福島・須賀川)も開設して、独自の展覧会や講演会を開催しています。これらの文化施設とその運営は2008年に設立されたDNP文化振興財団に引き継がれ、活動の充実を図っています。また、2006年に開設したDNPミュージアムラボ(東京・五反田)では、ルーヴル美術館、フランス国立博物館、フィンランド国立アテネウムなどのミュージアムと協働し、最新の情報技術や画像処理のノウハウを駆使して、多様な芸術文化に親しむ鑑賞方法の提供に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法及び会社法施行規則に基づいて取締役会が決議した、当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団(DNPグループ)の業務の適正を確保するための体制の整備の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要(2020年3月時点)は次のとおりです。

(1) DNPグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、原則として月1回開催される取締役会において、DNPグループにおける重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。また、業務執行取締役で構成される経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行います。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を得ることとしています。

当社は、DNPグループの全ての役職員の行動の規範として制定した「DNPグループ行動規範」の徹底を図ります。

当社は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、DNPグループのコンプライアンス体制における内部統制の統括組織として企業倫理行動委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備します。

当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、DNPグループの内部監査及び指導を行います。

当社は、DNPグループにおける内部通報の窓口である「オープンドア・ルーム」を社内外に設置し、また資材調達先及び業務委託先からの情報提供の窓口である「サプライヤー・ホットライン」を設置することにより、DNPグループの役職員の法令違反等に関する通報・情報を受け、その対応(通報者に対して不利な取扱いをしないことを含みます)を行います。

【運用状況の概要】

・当社取締役会は、独立性を有する社外取締役3名を含む9名で構成され、当期は13回開催し、「取締役会規則」に基づき重要事項につき審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行等を監督しました。また、経営会議を18回開催し、経営上の重要な案件について検討・審議を行いました。諮問委員会は4回開催し、取締役の報酬や候補者の指名等の重要事項について審議が行われ、助言・提言を受けました。

・「DNPグループ行動規範」をDNPグループの全ての役職員に配布するとともに、当社企業倫理行動委員会を中心に、新入社員研修などの階層別研修の機会を通じて、周知徹底を図っています。当社企業倫理行動委員会は、毎月1回開催し、DNPグループにおけるコンプライアンスに関する重要事項について適切に審議するとともに、国内外の社員が直接情報提供を行うことができる通報窓口を社内外国内外に設置し、また資材調達先及び業務委託先からの対する通報窓口も設置して、その周知・徹底を図り、適切に運営しています。当社監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務執行部門から独立した立場で、監査計画に則り、当社各基本組織及びグループ会社の内部監査及び指導を実施し、その結果は、当社代表取締役社長、当社監査役及び会計監査人に報告しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理について定めた規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子文書に記録し、適切に保存・管理します。

【運用状況の概要】

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」並びに「文書管理基準」及び「電子情報管理基準」に従い、担当部門にて適切に保存・管理しています。

(3) DNPグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

DNPグループにおけるコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、製品安全、インサイダー取引及び輸出管理等の経営に重要な影響を及ぼすリスクについては、各リスクに対応する組織において、規程等の整備並びに各基本組織及び各グループ会社に対する検査・指導・教育を実施し、リスクの低減及び未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、速やかにこれに対応し、損失の最小化を図ります。また、定期的にリスクの棚卸しを行い、経営に重要な影響を及ぼす新たなリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者を定めます。

【運用状況の概要】

当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、経営に重要な影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスクに対応すべき組織及び責任者を定めています。各専門の委員会及び本社各基本組織は、そのリスクに係るコンプライアンス評価を実施し、そのリスクの未然防止に努めており、その活動内容については、当社企業倫理行動委員会に報告しています。

(4) DNPグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程等で定める範囲において、業務執行取締役から各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切な権限委譲を実施することにより、業務執行の効率化を図ります。

当社は、各グループ会社が制定・整備する規程等を通じて、DNPグループにおける効率的な業務執行体制の構築を図ります。

【運用状況の概要】

当社は、業務執行取締役の権限を、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の規程等に基づき、各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切に委譲し、責任体制の明確化を図っています。各グループ会社においても、各社の事業内容、規模等に照らして制定された規程等に基づき、職務権限の整備が行われています。

(5) その他DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、各グループ会社には、これらを基礎として、規程等を制定・整備するよう指導します。

各グループ会社には、前号の規程等に基づき、それぞれの事業内容・規模等を勘案して、親会社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた規程等を自律的に整備させ、各グループ会社の取締役等の重要な職務執行に関する当社への報告体制を構築・運用させるとともに、その職務執行が、法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることを確保させます。

DNPグループは、毎事業年度、当社各基本組織及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況を確認するとともに、その内容を当社企業倫理行動委員会に報告します。

【運用状況の概要】

・各グループ会社は、当社の「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を基礎として、本社各基本組織の指導のもと、各社の事業内容、規模等を踏まえた規程等を制定・整備しています。また、重要な意思決定については、当社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた「稟議規程」に基づき、当社との事前協議又は当社へ事後報告を行っています。

・当社各基本組織及び各グループ会社は、コンプライアンス体制における内部統制の整備・運用状況を確認し、当期末までに「部門確認書」として

取り纏め、当社企業倫理行動委員会に報告しています。当社企業倫理行動委員会は、その結果について各法令等を主管する本社各基本組織に伝達し、本社各基本組織はその状況を確認し、必要に応じて、各基本組織及び各グループ会社に対して指導・教育を実施しています。

・当社監査室、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、当社各基本組織及び各グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行っています。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための専任スタッフを配置するため、監査役室を設置します。当該スタッフは、当社監査役の指揮命令のもとに職務を執行しなければならないものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得るものとします。

【運用状況の概要】

当社は、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを1名選任しています。当該スタッフに対しては、業務執行の実効性を確保するため、適切な調査・情報収集権限を付与しており、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得ています。

(7) DNPグループの取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、必要に応じて、いつでもDNPグループの役職員に対して、業務執行等に関する報告を求めることができるものとし、DNPグループの役職員は、法令及び規程等に定められた事項のほか、当社監査役から報告を求められた場合は、速やかに報告を行います。

当社監査役は、当社代表取締役社長及びグループ会社監査役との間で、それぞれ定期的又は随時に意見交換を行います。

当社監査役の職務の執行上必要と認める費用については、当社が負担するものとし、当社監査役会は、事前・事後に当社に請求できるものとします。

【運用状況の概要】

・当社監査役は、DNPグループの役職員から監査に必要な情報について適宜適切に報告を受けており、DNPグループに対する監査内容及びDNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況等については、当社監査室及び当社企業倫理行動委員会からそれぞれ定期的に報告を受けています。

・当社監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、グループ会社の監査役とは、適宜連絡会を開催しています。

・当社監査役の職務に関する費用は当社に必要と認められる範囲において当社負担としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間ですすめます。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えています。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の検討のために必要な時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、及びその他関連法令に基づき、適宜適切な措置を講じます。また、取締役会の意見等の開示にあたっては、その内容の客観性を確保するため、社外役員で構成する独立した委員会に取締役会としての意見を諮問するとともに、本委員会の答申を最大限尊重します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して「ディスクロージャーポリシー」を公表し、透明性・公平性・継続性を基本に、関連法令及び東京証券取引所の「適時開示規則」に従い、適時適切に会社情報の開示を行うとともに、これに加えて、当社への理解を得ていただく上で必要または有用と思われる情報についても、迅速かつ積極的に、情報開示を行っています。

2. 適時開示の社内体制

(1) 情報開示委員会の設置及び情報開示規程の制定

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議において、財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備するため、当社の担当取締役及び執行役員で構成された「情報開示委員会」を設置し、また、その具体的な運営体制を明確にするため、「情報開示規程」を制定しています。

(2) 情報開示委員会の役割

情報開示委員会は、決算に関する情報、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、その他投資家等に重大な影響を与える可能性のある会社情報について、その開示の要否、内容、方法及び時期等につき、「情報開示規程」に従って、審議、承認を行います。また、次項に定める会社情報の収集・開示体制及び手続の有効性を、継続的に評価しています。

なお、情報開示委員会事務局は、情報開示委員会の付託に基づき、委員会の活動を補佐します。

(3) 会社情報の収集・開示体制及び手続

情報開示委員会は、DNPグループの各組織における部門情報管理者を通じて、それぞれが所轄する社員から報告される会社情報を収集し、「情報開示規程」に従って、当該情報の開示の要否、内容、方法及び時期等につき審議を行い、開示の承認後、速やかに開示します。なお、決定事実に関する情報や決算に関する情報等、当社取締役会の決議を要する会社情報については、当該取締役会開催に先立ち、情報開示委員会による開示の承認が行われ、当該取締役会決議後に開示されます。

(4) 教育・研修

情報開示委員会は、DNPグループ全社員に対して、会社情報の適時適切な開示の重要性や会社情報の収集・開示体制及び手続について、社内研修等を通じて周知徹底に努めます。

(5) 検査・監査体制

情報開示委員会は、DNPグループの内部統制を統括する企業倫理行動委員会に対して、定期的に活動状況を報告し、同委員会の検査・指導を受け、適切な収集・開示体制の維持・向上を図っています。

また、当社監査室は、情報開示委員会その他のDNPグループにおける開示に係る体制及び手続を監査します。

The diagram illustrates the Corporate Governance Framework (CGF) structure:

- 株主総会** (Shareholders' Meeting) at the top.
- 取締役会** (Board of Directors) below it, with **諮問委員会** (Advisory Committee) and **経営会議** (Management Meeting) as advisory bodies.
- 業務執行取締役** (Executive Director) managing the core operations.
- 会計監査人** (Auditor) on the left, providing oversight.
- 監査役（会）** (Supervisor(s)) on the right, providing oversight.
- 内部組織と機能:**
 - 担当執行役員** (Executive Officer in Charge) oversees **事業部門** (Business Department) and **グループ会社** (Group Companies).
 - 企業倫理行動委員会** (Corporate Ethics Action Committee) oversees **オープン・アールーム** (Open Room), **情報開示委員会** (Information Disclosure Committee), **CSR・環境委員会** (CSR/Environment Committee), **情報セキュリティ委員会** (Information Security Committee), and **品質保証・製品安全委員会** (Quality Assurance/Product Safety Committee).
 - (コンプライアンス体制の統括)** (Compliance System Coordination) oversees **その他法令等の主管部門** (Other relevant departments like CSR/Environment, HR, Tech/R&D, Management, Business Promotion, Intellectual Property, IR/Public Relations, Compliance, Communication, Legal, etc.).
 - BCM推進委員会** (BCM Promotion Committee) oversees **中央防災会議** (Central Disaster Prevention Conference).
 - 本社部門** (Headquarters Departments) are involved in reporting and guidance.
 - 監査室** (Audit Room) provides monitoring and guidance.
- 報告・監視メカニズム:** Arrows indicate reporting flows from business units and committees up to the Board and Shareholders, and monitoring/guidance flows from the Audit Room and Supervisors.
- 連携** (Cooperation) is noted at the bottom between the Auditor and Supervisor.

連携